

いわき市下水道排水設備指定工事店の違反行為等に関する
処分要綱に基づく資料

1 違反行為等に対する違反点数

違 反 行 為 等 の 種 別	違反点数
条例第7条の5第2号の規定に違反し、指定工事店の名義を他人に譲渡し、又は貸与したとき。	100
条例第7条の2第2項各号に規定する要件を欠くに至ったとき。	100
条例第7条の6の規定により指定工事店の業務を停止されている期間に新たな工事を施工したとき。	100
条例第5条に規定する市長の確認を受けたものであることを確認せずに工事に着手した場合	当該工事が公共下水道の不正使用を伴う工事のとき。
	当該工事が公共下水道の不正使用を伴わない工事のとき。
工事の施工にあたり、必要な安全管理対策を講じなかつたことに起因して事故が発生した場合	当該事故が重大な事故であるとき。
	当該事故が軽微な事故であるとき。
条例第7条の5第2項の規定により市長から指示された工事について、理由がなく、指定された期間内に行わなかつたとき。	30
工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	30
実施した工事の施工内容が、条例第5条の規定による市長の確認を受けた排水設備等の計画に基づかないとき。	30
工事の瑕疵により生じた故障等について、適切な措置を講じなかつたとき。	30
条例第7条の5第3号に規定する工事の設計及び監督を責任技術者に行わせなかつたとき。	30
条例第10条第1項に規定する届出又は規則第5条第1項に規定する排水設備等工事完了届の提出に関し指定工事店として申請者に対し適切な助言をしなかつたとき。	30
条例第7条の4第2号に規定する申請書に記載する事項に変更があつた場合又は同条第3号に規定する専属の責任技術者に変更があつた場合において、当該変更後速やかに同条に規定する届出がされなかつたとき。	30

条例第7条の5第4号の規定に違反し、工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかつたとき。	20
規則第4条第2項に規定する排水設備等確認通知書に記載された工期内に、正当な理由がないにもかかわらず、工事が完成しなかつたとき。	20
工事の契約にあたり、申請者に対してあらかじめ工事の金額、工期その他必要と認められる事項を明確に示さないとき。	20
条例第7条の5第1号の規定に違反し、営業所等の見やすい場所に指定工事店である旨の表示板を掲げないとき。	10
指定工事店として著しく不適当な事由があると認められるとき。	その都度、審査会で決定する点数

備考

- 1 違反行為1件ごとに適用する。
- 2 違反した項目については全て加算する。
- 3 過去の違反行為等に関して付された違反点数が残存すときは、違反点数は累積するものとする。
- 4 違反点数は、当該違反点数を付された日を起算日として2年を経過した日（以下「消滅日」という。）をもって消滅する。ただし、消滅日前に、新たな違反点数を付されたときは、当該新たな違反点数が消滅するまで消滅しない。

2 違反行為等に対する処分基準

違 反 点 数 等	処 分 内 容
違反点数が40点未満の場合	文書による注意
違反点数が40点以上60点未満の場合	2月以下の業務停止
違反点数が60点以上80点未満の場合	3月以下の業務停止
違反点数が80点以上100点未満の場合	6月以下の業務停止
違反点数が100点以上の場合	指定の取消し